

重点事項に係る対応結果について

資料 3

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針案文
1	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止		デジタル化
	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止 （栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、死体解剖保存法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法） （管理番号 R4-97、R6-40、R6-64、172、222、292）	新潟県、岐阜県/秋田県、栃木県、全国知事会/埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府/埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市/都城市/秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県（デジタル庁、厚生労働省）	各法令で定められている免許等の申請（医師法施行令 3 条、歯科医師法施行令 3 条、保健師助産師看護師法施行令 1 条の 3 第 1 項、死体解剖保存法施行令 1 条、診療放射線技師法施行令 1 条の 2、歯科技工士法施行令 1 条の 2、臨床検査技師等に関する法律施行令 1 条、理学療法士及び作業療法士法施行令 1 条及び視能訓練士法施行令 1 条）等に係る手続については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする方向で検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 免許証（医師法 6 条 2 項、歯科医師法 6 条 2 項、保健師助産師看護師法 12 条 5 項、診療放射線技師法 8 条 1 項、歯科技工士法 6 条 2 項、臨床検査技師等に関する法律 6 条 2 項、理学療法士及び作業療法士法 6 条 2 項及び視能訓練士法 6 条 2 項）及び認定証明書（死体解剖保存法 4 条 2 項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。 免許証（栄養士法 4 条 4 項及び薬剤師法 7 条 2 項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 2 条の 2 の 2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			国家資格等情報連携・活用システムについては、当該システムを活用した免許等の申請等における経由事務の廃止に向けて、関係府省庁の意見を踏まえつつ、必要な機能改修を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	国家資格「計量士」の登録等に係る経由事務の廃止 （計量法） （管理番号 112、366）	福井県/鹿児島県、九州地方知事会 （デジタル庁、経済産業省）	計量士の登録申請（施行令 32 条 1 項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要となる申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務（検定（16 条 1 項 2 号イ）、定期検査（19 条 1 項）、立入検査（148 条 1 項）等）で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、デジタル化された計量士登録証（施行令 34 条 1 項）を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。
	建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等 （建築基準法） （管理番号 R6-6）	新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県、全国知事会 （国土交通省）	建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定の受検申込み（施行令 8 条の 2）については、可能な限り早期に国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申込みを可能とする。また、その申込みの開始に合わせて、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込み（同条及び施行令 8 条の 5 第 5 項）における都道府県経由事務を廃止する。
2 各種経由事務の廃止			デジタル化
	建築工事届等における建築主事等の経由事務の廃止 （建築基準法） （管理番号 64、117、	市原市、船橋市／山形市、船橋市／神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座	建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出（15 条 1 項）については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI 等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	187)	間市、愛知県 (デジタル庁、国土交通省)	上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務（同条4項）の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。
	精神障害者保健福祉手帳等の交付手続における市町村経由事務の廃止 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 61、62、119、120、R6-22）	市原市、大網白里市 ／山形市／平塚市 (デジタル庁、厚生労働省)	身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法 15 条 1 項及び身体障害者福祉法施行令 4 条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 5 条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条）、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。 ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村経由事務の廃止 （文化芸術基本法） （管理番号 208）	長崎市 (文部科学省)	伝統文化親子教室事業（教室実施型）については、応募団体及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・応募団体の問合せ先誤りの防止の観点から、事業の募集案内及びホームページにおいて、問合せ先を明確化した。 〔措置済み（令和8年度伝統文化親子教室事業「教室実施型」募集案内（令和7年10月30日伝統文化親子教室事業事務局（株式会社KBC内））、伝統文化親子教室事業ホームページ「令和8年度事業概要（教室実施型）」にて公表）〕 ・地方公共団体の円滑な事業の実施に資するよう、マッチングシステムの記載内容を充実させるなど、運用の改善を図る。 ・事業の申請に係る手続については、令和9年度分の募集から地方公共団

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			体を経由せず、オンラインにより申請する方向で検討し、令和8年9月までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止 （国土利用計画法） （管理番号 357）	薩摩川内市、枕崎市、南九州市 （国土交通省）	土地売買等の事後届出（23条1項）については、届出者及び地方公共団体の負担を軽減するため、地方公共団体における事務の実態を踏まえ、以下のとおりとする。 ・届出内容に疑義が生じた場合に、都道府県が市区町村を経由して届出者へ確認することが適当かなど、地方公共団体における円滑な事務の在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。 ・政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の活用、市区町村経由事務の廃止の可否について、当該システムの機能向上の状況や市区町村が果たすべき役割を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止 （地域再生法） （管理番号 232）	宮城県、青森県、岩手県、仙台市、石巻市、栗原市、大崎市、富谷市、山形県、新潟県、岐阜県、広島県 （内閣府）	新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、第2世代交付金の実施計画等の事前相談に係る都道府県経由事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、原則として、令和8年度第1回募集から廃止する。
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の都道府県経由事務の廃止 （管理番号 293）	兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市 （内閣官房、内閣府）	新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装型については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。 ・次回の公募に向けて、事前相談のスケジュールの前倒し、交付申請様式の簡略化等を図り、その旨を地方公共団体に通知する。 ・交付申請等に係る都道府県経由事務については、廃止を含め、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を引き続き検討する。
	地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止	愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会 （総務省、外務省）	市区町村の地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼については、都道府県の事務負担を軽減するため、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領」（平24総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房総務課地方連携推進室長通知）を改正し、令和9年度から都道府県知事

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	(管理番号 97)		の経由を要しないこととする。
	教育支援体制整備事業費 交付金の交付における都 道府県経由事務の廃止 (教育基本法) (管理番号 365)	熊本県、九州地方知事会 (文部科学省)	教育支援体制整備事業費交付金のうち、認定こども園設置促進事業については、都道府県の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。 ・令和7年度事業から交付決定のスケジュールの前倒しを行った。 [措置済み（令和7年7月1日付け文部科学大臣通知）] ・上記のスケジュールの前倒しによる効果や影響を踏まえ、更なるスケジュール等の見直しについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	林野庁が毎年度実施する 統計調査等の都道府県経 由事務の廃止 (管理番号 260)	奈良県、福島県 (農林水産省)	森林組合一斉調査については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、調査対象者から都道府県への提出時期の早期化等により、都道府県の作業期間を1か月延長するなど、令和8年度から運用の改善を図る。 ・調査項目の削減については、都道府県の意見を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・生産森林組合への調査頻度を減らすことについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 林業労働・経営対策に係る実績等についての調査については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、国から都道府県への調査依頼時期の早期化及び都道府県から当該調査票の国への提出期限の延長を行い、都道府県の作業期間を少なくとも2か月延長するなど、令和8年度から運用の改善を図る。 ・調査票の様式の一部を削減するとともに、改善措置実施状況報告（「林業労働力の確保の推進に関する法律の運用について」（平8林野庁長官・労働省職業安定局長通達）第3の6の（2））からの転記を不要とするなど、令和8年度から調査項目の簡素化を行う。 素材生産事例調べについては、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、国に対する調査票の提出期限を1か月延長するなど、令和8年度から運用の改善を図る。 ・調査項目の削減については、都道府県等の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 高性能林業機械の保有状況調査については、調査項目の削減や調査頻度を減らすなど、都道府県の事務負担の軽減を図るとともに、都道府県経由事務の廃止について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律） （管理番号 63、118）	市原市、館山市、大網白里市/山形市 （デジタル庁、厚生労働省）	特別児童扶養手当に関する認定の請求及び届出等（施行規則1条から13条。以下この事項において「届出等」という。）並びに特別児童扶養手当認定通知書等の交付（施行規則17条から26条。以下この事項において「交付」という。）に係る市区町村の事務については、以下のとおりとする。 ・届出等については、特別児童扶養手当被災状況書の提出（施行規則1条6号ホ及び7号ハ）及び死亡の届出（施行規則12条）を除き、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を地方公共団体に通知した。 〔措置済み（令和7年10月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）〕 ・マイナポータルでの次期オンライン申請サービスにおいて、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能を実装することについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・上記措置の状況等を踏まえ、届出等及び交付に係る市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体へ調査を実施した上で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	果樹農業振興特別措置法施行令第4条に基づく果樹園経営計画に係る市町村経由事務の廃止	山形市 （農林水産省）	果樹園経営計画の認定申請に係る経由事務（施行令4条）については、市区町村の事務負担の軽減及び事務の円滑化を図るため、事務処理マニュアルを作成し、令和8年中に市区町村に周知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	（果樹農業振興特別措置法） （管理番号 122）		
	適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続きにおける特定市町村経由事務の廃止 （計量法） （管理番号 206）	長崎市 （経済産業省）	特定市町村における適正計量管理事業所の指定の申請（127 条 2 項）、変更及び廃止の届出（施行規則 81 条において準用する施行規則 31 条及び 34 条）に係る手続きについては、特定市町村の事務負担の軽減を図る観点から、当該指定に係る検査（127 条 3 項）について計量行政に関する自治事務（定期検査（19 条 1 項）、立入検査（148 条 1 項）等）で得られる知見を特定市町村が有していることを考慮しつつ、都道府県及び特定市町村の意見を踏まえ、特定市町村経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請に係る市町村経由規定の廃止 （都市再開発法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律） （管理番号 207）	長崎市 （国土交通省）	第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行の認可の申請（都市再開発法 7 条の 9 及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 122 条）等については、令和7年度中に地方公共団体への調査を行い、地方公共団体における事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、市区町村経由事務の廃止の要否並びに都道府県及び市区町村における事務の在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3 一斉調査システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止			デジタル化
	国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用 （管理番号 67）	千葉県 （内閣府、総務省）	（i）以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとした。 ・ 公営競技納付金の納付に関する規則に定める累積赤字の額について [措置済み（令和7年9月11日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）] ・ ふるさと納税による寄附金受入額の調査について

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			〔措置済み（令和7年10月7日付け総務省自治税務局市町村税課長照会）〕 - 公営競技施行状況調査について 〔措置済み（令和7年10月16日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）〕 - 地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の実施状況に係る調査について 〔措置済み（令和7年12月●日付け内閣府成果連動型事業推進室企画官事務連絡）〕 （ii）以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、一斉通知・調査システム上で行うこととした。 - 合併特例事業に係る地方債発行状況等調査について 〔措置済み（令和7年7月2日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）〕 - 令和8年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について 〔措置済み（令和7年10月16日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）〕 - 固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等に関する調について 〔措置済み（令和7年10月31日付け総務省自治税務局固定資産税課長照会）〕 - 令和7年度における行政改革推進債の起債予定額等について 〔措置済み（令和7年12月●日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡）〕 - 令和7年度における減収補填債の起債予定額等について 〔措置済み（令和7年12月●日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡）〕 - 令和8年度優良地方公営企業総務大臣表彰について 〔措置済み（令和7年12月●日付け総務省自治財政局公営企業課長依頼）〕 （iii）地方税の収納・徴収対策等に係る調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 - 一斉通知・調査システム上で行うこととし、その旨通知した。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			[措置済み（令和7年7月17日付け総務省自治税務局企画課長依頼）] ・令和8年度から都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。 (iv) 国の制度・施策に係る改善点等に関する調については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。 (v) 出生届の提出に至らない子、就籍の届出に至らない者等に係る住民票を記載等した件数の調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、市区町村が国へ直接回答することとする。 (vi) 地方公務員に関する措置要求及び審査請求の状況等に関する調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度から一斉通知・調査システム上で行うこととする。 (vii) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。 ・地方公共団体におけるテレワークの取組状況について ・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について ・PPP/PFIの実施状況等に関する調査について ・公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について ・「経営比較分析表」に用いる数値の補足調査について (viii) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数等に関する調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、市区町村が国へ直接回答することとする。 (ix) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うこととする。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			・市区町村等が設立している地方独立行政法人について ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について (x) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、次回の調査から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。 ・定員管理の参考指標活用状況等調査について ・公営企業の抜本的な改革の取組状況調査 (xi) 一斉通知・調査システムにより実施した調査等に係る結果の公表については、当該システムの調査結果公開機能を積極的に活用するとともに、地方公共団体が編集可能な形式の電子ファイルで調査結果を公開するよう、関係府省庁に対して令和7年度中に通知する。
	介護保険事業状況報告における都道府県経由事務の廃止 (介護保険法) (管理番号 128)	青森県 (厚生労働省)	介護保険事業状況報告システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、介護保険事業状況報告（施行規則 165 条の 2 の 2）を未提出である市区町村へ当該システム上で督促を行う機能を追加するなどの運用改善に資するシステムの改修について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止 (構造改革特別区域法) (管理番号 141)	愛知県、全国知事会 (内閣府)	構造改革特別区域計画の認定申請等（4 条及び 6 条）の意向調査及び受付に関する事務連絡については、市区町村に対しては、都道府県を経由せず国が直接発出することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和7年8月26日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、令和7年9月9日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）]
	全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化 (管理番号 177)	山口県、山梨県、中国地方知事会、九州地方知事会 (総務省)	全国市町村要覧の編纂については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、全国市町村要覧の在り方を検討の上、今後も継続して編纂する場合には、令和8年度から一斉通知・調査システム等を活用するとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村がそれぞれ国へ直接回答する方法に変更することとする。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	水道統計調査のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止 （管理番号 258）	奈良県 （国土交通省）	水道統計調査については、都道府県及び水道事業者等の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・公益社団法人日本水道協会（以下この事項において「日水協」という。）が実施する調査については、日水協が検討するオンラインによる調査・回答を可能とするシステムが令和9年度を目途に運用開始することに併せて、都道府県経由事務の廃止について検討するよう、日水協に協力を依頼した。 〔措置済み（令和7年●月●日付け●●）〕 ・国土交通省が実施する調査については、一斉通知・調査システムを活用するなど、オンラインによる調査・回答を可能とするとともに、都道府県経由事務を廃止する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4 国への返還金に関する取扱いの見直し			
	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取扱いの見直し （国民健康保険法） （管理番号 173）	埼玉県 （厚生労働省）	各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 352）	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会 （こども家庭庁、厚生労働省）	
	災害援護資金 （管理番号 352 と類似の）	岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律 10 条）については、以下のとおりとする。 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例（東日本大震災に対処するため

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	支障を有する制度等)	町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市 (内閣府)	の特別の財政援助及び助成に関する法律 103 条) に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成 23 年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平 23 政令 131）13 条 5 項に定める最終支払期日から 10 年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。 ・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。
	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し （補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律） （管理番号 351）	長野県、神奈川県、全国知事会 (農林水産省)	【実現できなかった理由】 関係府省庁から、提案のうち、 ・国の直轄事業とすることについては、都道府県計画に基づき申請される点等を踏まえると適当ではなく、また、 ・返還金の免除等の適用基準の明確化等については、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものである との回答があり、対応が困難であるため。
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金 （管理番号 173 と類似の支障を有する制度等）	埼玉県 (内閣官房、内閣府、総務省)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和 8 年中に提供する。
5 資格付与者の見直し			デジタル化
	都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し	広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	【行政書士】 行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とす

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	（銃砲刀剣類所持等取締法、道路交通法、警備業法、母体保護法、消防法、行政書士法、教育職員免許法、栄養士法、クリーニング業法、調理師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、製菓衛生師法、職業能力開発促進法、介護保険法、家畜商法、家畜改良増殖法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、通訳案内士法、建築士法、宅地建物取引業法） （管理番号 277）	（警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	ることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【調理師】 調理師の免許申請（施行令1条）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和9年度以降オンラインによる手続を可能とするに当たり、当該システムの運用状況を踏まえつつ、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和8年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。 ・都道府県における当該システムの導入状況を踏まえつつ、免許申請等に関する事務の効率化の効果を検証した上で、当該事務の外部委託の要否について検討し、令和11年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【全国通訳案内士】 全国通訳案内士の登録申請（20条1項）等の手続については、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、以下のとおりとする。 ・令和9年度から都道府県において国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続を可能とするに当たり、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和8年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。 ・非居住者の代理人（施行規則13条）による申請時に都道府県が行う事務の合理化について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該システムの導入後、登録申請等に関する事務負担の軽減の効果を検証した上で、都道府県における負担軽減が十分に図られていない場合には、更なる負担軽減策について検討し、令和10年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【射撃指導員、駐車監視員資格者、運転免許、技能検定員、教習指導員、警

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			【備員指導教育責任者、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者、機械警備業務管理者】 各法令で定められている免許等（銃砲刀剣類所持等取締法9条の3第1項及び9条の3の2第1項、道路交通法51条の13第1項、89条1項、99条の2第4項及び99条の3第4項並びに警備業法22条2項、23条4項及び42条2項）の申請等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、警察行政手続オンライン化システムを利用した申請等を可能とした。 [措置済み（令和●年●月●日付け警察庁●●通知）] 【受胎調節実地指導員】 受胎調節実地指導員の指定の申請等（施行令1条）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和11年度から活用することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【危険物取扱者及び消防設備士】 危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等（13条の2及び17条の7）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を含め、免状の交付事務の更なる効率化及び国民の利便性向上を図る観点から、都道府県の意見を踏まえつつ、具体的な方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【教育職員】 教育職員の免許申請（5条の2第1項）のうち新規の個人授与申請に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和8年度から活用することについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【介護支援専門員】 介護支援専門員の登録申請等（施行規則113条の7）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和8年度から活用することについて検討し、令和7年度中に結

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【栄養士、クリーニング師、登録販売者、製菓衛生師及び職業訓練指導員】 栄養士、クリーニング師、製菓衛生師及び職業訓練指導員の免許申請等（栄養士法施行令1条、クリーニング業法施行規則4条、製菓衛生師法施行令1条、職業能力開発促進法施行規則40条）並びに登録販売者の登録申請等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則159条の7）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和9年度から活用することについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【技能士】 技能検定（46条）に関する事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和7年度中に技能検定受検者情報収集・管理システムを構築し、受検者の受検番号、試験成績等の情報の収集及び管理並びに技能士台帳の管理等を都道府県が当該システム上で行うことを可能とする。 【家畜商】 都道府県等が実施する家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（4条の2第1項）については、受講者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減のため、オンラインによる開催が可能であることを、改めて都道府県に令和7年度中に通知する。 【家畜人工授精師】 都道府県等が実施する家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会（16条2項）については、都道府県等の事務負担を軽減するため、これらの講習会の学科科目についてオンラインによる開催が可能であること及び複数の都道府県又は農林水産大臣の指定する者が講習会を共催することが可能であること等を、改めて都道府県等に令和7年度中に通知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			【火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、電気工事士及び液化石油ガス設備士】 丙種火薬類製造保安責任者、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、電気工事士及び液化石油ガス設備士の免状の交付等（火薬類取締法 31 条、高圧ガス保安法 29 条、電気工事士法 4 条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 38 条の 4）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 10 年度から活用することについて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【建築士】 二級建築士及び木造建築士の免許の申請等（4 条 3 項）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和 10 年度を目途に国家資格等情報連携・活用システムを活用することについて、一級建築士の免許の申請等（同条 1 項）に係る当該システムの活用に係る検討状況も踏まえて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【宅地建物取引士】 宅地建物取引士の登録申請等（19 条 1 項）に係る手続については、申請者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請等が可能であることを、指定試験機関を通じて申請者に令和 7 年度中に周知する。
	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととする （行政書士法） （管理番号 218）	福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会 （総務省）	行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
6 各種証明書の電子交付			デジタル化
	戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること （地方税法） （管理番号 38）	大府市 （デジタル庁、総務省）	納税証明書（20 条の 10）及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム（eLTAX）の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること （地方税法、住民基本台帳法） （管理番号 95）	八戸市 （デジタル庁、総務省）	
	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築 （住民基本台帳法） （管理番号 337）	指定都市市長会 （デジタル庁、総務省）	住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付を可能とすること （住民基本台帳法） （管理番号 R6-51）	中核市市長会 （デジタル庁、総務省）	

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
7 マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し			デジタル化
	公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略 (公営住宅法) (管理番号5)	常総市 (デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省)	公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。 ・入居者からの収入申告（16条1項）については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・家賃の減免（16条5項）については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。
	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用 (戸籍法) (管理番号196)	青森市 (法務省)	長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）44条）については、市区町村に対する公用請求に代えて、法務局及び地方法務局の職員が戸籍情報連携システムを利用することについて、令和8年度の当該事業において行う実務上の課題に関する検証の結果を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) (管理番号164)	指定都市市長会 (こども家庭庁、厚生労働省)	指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額（施行令17条）の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等（5条24項）による申請書等の提出（支給申請時における申請書の提出を除く。）の省略が可能であることを明確化し、市区町村に令和7年度中に通知する。
	特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること (特別児童扶養手当等の支給に関する法律) (管理番号143)	愛知県 (厚生労働省)	特別児童扶養手当認定請求書（施行規則1条の様式第1号）、特別児童扶養手当所得状況届（施行規則4条の様式第6号）、障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭50厚生省令34）2条及び5条の様式第3号）及び特別障害者手当所得状況届（同省令15条の様式第7号）については、マイナンバー制度における情報連携により所得情報を取得できる場合等には所得に係る記載の省略

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			を可能とすることについて、令和7年度に調査を行った上で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること （児童扶養手当法） （管理番号 182）	春日市 （こども家庭庁）	児童扶養手当認定請求書（施行規則1条の様式第1号）、児童扶養手当所得状況届（施行規則3条の5の様式第5号の5）及び児童扶養手当現況届（施行規則4条の様式第6号）については、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、マイナンバー制度における情報連携による所得情報の取得が可能な場合等は所得の記載を省略することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。
8 個人の住所に係る告示等の見直し			
	外部監査人等に係る告示事項の見直し （地方自治法） （管理番号 181）	京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合 （総務省）	監査委員が監査の事務を補助する者（以下この事項において「外部監査人補助者」という。）に係る協議が調った場合等に告示すべき事項（252条の32第2項及び9項）及び地方公共団体の長が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結した場合に告示すべき事項（施行令174条の49の28第1号及び174条の49の35第1号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、外部監査人補助者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること （土地区画整理法） （管理番号 43）	大府市 （国土交通省）	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告（29条2項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更 （公職選挙法）	指定都市市長会、兵庫県、奈良県、鳥取県 （総務省）	【実現できなかった理由】 関係府省庁から、当選人の住所告示及び選挙運動費用収支報告書の住所記載のいずれについても各党各会派での議論が必要である旨回答があり、対応が困難であるため。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	(管理番号 336)		
	認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示（公告）の見直し （地方自治法、土地区画整理法） （管理番号 406）	京都市 （総務省、国土交通省）	【総務省】 市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項（施行規則 19 条 1 項 1 号から 3 号及び 6 号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、認可地縁団体の代表者の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【国土交通省】 土地区画整理審議会の委員の選挙における当選人の氏名及び住所の公告（施行令 35 条 5 項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9 土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数を見直し			
	土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数を見直し （公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法） （管理番号 127）	山梨県 （総務省、国土交通省、環境省）	以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告（港湾法 10 条の 8 第 1 項、地方住宅供給公社法 37 条の 6 第 1 項、地方道路公社法 35 条の 6 第 1 項、公有地の拡大の推進に関する法律 22 条の 8 第 1 項、広域臨海環境整備センター法 30 条の 6 第 1 項及び地方独立行政法人法 96 条 1 項）については、その回数を 3 回以上から 1 回とする。 ・港務局 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・土地開発公社 ・広域臨海環境整備センター ・地方独立行政法人
10 租税特別措置に関する市町村事務の見直し			
	被相続人居住用家屋等確	福島市	デジタル化 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化 （租税特別措置法） （管理番号 52）	（財務省、国土交通省）	に係る所得税及び個人住民税の特例（35条3項）については、以下のとおりとする。 ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則18条の2第2項2号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。 ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	住宅用家屋証明交付事務の廃止 （租税特別措置法） （管理番号 280）	神戸市 （法務省、国土交通省）	住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和8年中に通知する。 ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し （租税特別措置法） （管理番号 328）	指定都市市長会 （財務省、国土交通省）	相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35条3項）については、以下のとおりとする。 ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則18条の2第2項2号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。 ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
11 保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し			デジタル化
	マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、健康保険法、国民健康保険法） （管理番号 169）	小千谷市 （デジタル庁、厚生労働省）	特定疾病認定申請に係る添付書類（施行規則 27 条の 13 第 2 項）については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和 8 年度中に地方公共団体に通知する。
	賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料（税）の軽減判定について調整規定を設けること （国民健康保険法、地方税法） （管理番号 191）	桶川市、神奈川県 （総務省、厚生労働省）	国民健康保険の資格喪失の時期（8 条）については、他の医療保険と重複して被保険者資格を有することによって生じる課題を解決するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、被保険者資格を喪失する事由に該当するに至った日からその資格を喪失することとすることも含めて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し （健康保険法） （管理番号 241）	ひたちなか市 （厚生労働省）	健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和 7 年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	介護保険に係る資格喪失時の手続の簡素化 （介護保険法） （管理番号 226）	都城市 （厚生労働省）	介護保険制度に係る被保険者証（施行規則 26 条 1 項）、負担割合証（施行規則 28 条の 2 第 1 項）及び負担限度額認定証（施行規則 83 条の 6 第 4 項）（以下この事項において「被保険者証等」という。）については、被保険者及び市区町村の事務負担を軽減するため、一定の条件を満たす場合には、被保

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			険者の資格を喪失した場合等に被保険者証等の市区町村への返還を不要とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
12 券面を発行しない方法による地方債（デジタル債）を発行可能とすること			デジタル化
	（地方財政法） （管理番号 248）	東京都 （総務省）	地方債については、デジタル証券の発行を念頭に、社債、株式等の振替に関する法律（平 13 法 75）の規定の適用を受ける地方債以外にも、券面を発行しない方式による発行を可能とする。
13 産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化			デジタル化
	（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） （管理番号 362）	熊本県 （デジタル庁、環境省）	産業廃棄物処理業の許可の申請（14 条 1 項及び 6 項）、更新の申請（同条 2 項及び 7 項）及び変更の許可の申請（14 条の 2 第 1 項）については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・オンラインで申請可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。
14 財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外			人口減少
	（公職選挙法） （管理番号 1）	まんのう町、静岡県 （総務省）	【実現できなかった理由】 関係府省庁から、財産区議会選挙における供託金の在り方については各党各会派での議論が必要である旨回答があり、対応が困難であるため。
15 行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和			人口減少
	（行政相談委員法） （管理番号 126）	山梨県、全国知事会 （総務省）	行政相談委員（以下この事項において「委員」という。）の委嘱に係る市区町村からの候補者の推薦については、以下のとおりとする。 ・複数の市区町村を担当区域とする広域的な委員の配置が可能である場合の

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
			考え方を整理し、市区町村に令和8年秋を目途に通知する。 ・上記のほか、市区町村の事務負担の軽減に資する方策について、市区町村の意見も踏まえつつ検討し、令和8年夏に予定されている次期委員の委嘱手続の開始までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
16 障害者支援施設における設備基準等の見直し			人口減少
	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 272）	広島県、宮城県、愛媛県、広島市、大崎上島町、全国知事会、中国地方知事会 （厚生労働省）	障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44 条 3 項及び 84 条 2 項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17 介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化			人口減少
	（介護保険法） （管理番号 104）	岐阜県 （厚生労働省）	介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。
18 福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し			人口減少
	（社会福祉法） （管理番号 103）	岐阜県、新潟県、三重県 （こども家庭庁、厚生労働省）	福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。 ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
19 建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化			
	(公営住宅法) (管理番号 138、25)	岡崎市、西宮市/宝塚市、西宮市、 加古川市、川西市、たつの市、上 郡町 (国土交通省)	公営住宅の建替えを伴わない団地集約を実施する場合に、事業主体による公営住宅の入居者に対する明渡請求を可能とすることについては、人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる 公営住宅建替事業（2条15号）の定義における「近接する土地」及び「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」（37条4項2号）については、事業主体の裁量を制限するものとならないよう留意しつつ、地方公共団体の参考となる事例の公表について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20 精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和			
	(道路運送法) (管理番号 87)	岡山県、福島県、中国地方知事会 (国土交通省)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）27条1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、20条2号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客運送が認められることを、令和7年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。
21 児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し			
	(児童扶養手当法) (管理番号 340)	指定都市市長会 (こども家庭庁)	児童扶養手当と公的年金等の併給調整（13条の2）については、以下のとおりとする。 ・調査を令和8年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。 ・当面の措置として、市区町村の負担軽減に資するよう、市区町村の意見を踏まえつつ、令和8年度中に児童扶養手当の申請者に対する説明資料を作成し、提供する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
22 前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し			
	（地方教育行政の組織及び運営に関する法律） （管理番号 45）	大府市 （文部科学省）	補欠の教育長の任期を前任者の残任期間とする規定（5条1項ただし書）の見直しに係る提案への対応については、地方公共団体への調査を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
23 特別免許状及び臨時免許状の授与権限の指定都市教育委員会への移譲			
	（教育職員免許法） （管理番号 383）	名古屋市 （文部科学省）	特別免許状（4条3項）及び臨時免許状（同条4項）の都道府県教育委員会による授与（5条6項）の事務・権限については、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会での議論も踏まえ、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
24 特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し			
	（特別支援学校への就学奨励に関する法律、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律） （管理番号 193）	茨城県、三重県 （文部科学省）	児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者（学校教育法（昭22法26）16条。以下この事項において同じ。）による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
25 博物館の登録事務について、教育委員会から知事部局への移管を可能とする見直し			
	（博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律） （管理番号 343）	長野県 （文部科学省）	博物館登録事務（博物館法 11 条）については、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26 登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官宛ての届出を廃止し、都道府県又は市等への届出にすること			
	（文化財保護法） （管理番号 386）	名古屋市 （文部科学省）	登録記念物の現状変更（133 条）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、現状変更の届出が不要である場合の考え方等を、地方公共団体に令和8年中に全国会議を通じて周知する。
27 国民健康保険関係事務の見直し			
	ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止 （国民健康保険法） （管理番号 131）	佐賀県 （厚生労働省）	地方公共団体において実施されているひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置については、国民健康保険の財政への影響や地方公共団体における医療費助成の実施状況を踏まえ、当該措置の在り方について検討する。
	国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の支払事務及び請求事務の見直し （国民健康保険法） （管理番号 402） 国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の請求事務及び保	大府市/市原市/高知市 （厚生労働省）	国民健康保険保険給付費等交付金（75 条の 2）の交付事務については、地方公共団体の負担を軽減する観点から、都道府県へのアンケート調査の結果等を踏まえ、都道府県から国民健康保険団体連合会等に直接交付する仕組みが全国的に導入されるよう検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
	険給付費支払い事務の見直し （国民健康保険法） （管理番号 404） 都道府県から国保連合会に対する交付金（現物給付に係る給付費）の直接支払の推進 （国民健康保険法） （管理番号 407）		
	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止 （国民健康保険法） （管理番号 403） 国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し （国民健康保険法） （管理番号 408）	大府市/高知市 （厚生労働省）	国民健康保険の高額療養費（57条の2）の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担軽減に資するよう、当該支給申請手続の簡素化による事務処理の普及のために、要綱等の参考例を作成し、都道府県に令和7年度中に周知する。
28 介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し			
	（児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 291）	秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県 （こども家庭庁、厚生労働省）	介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に関連して交付されるものに係る支払事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、国民健康保険団体連合会への委託を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
29 自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略			
	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 323）	指定都市市長会 （厚生労働省）	自立支援医療（5条25項）に係る受給者証については、加入医療保険の記号及び番号の記載の省略が可能であることについて、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
30 指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲			
	（難病の患者に対する医療等に関する法律） （管理番号 256）	奈良県、滋賀県、大阪府、鳥取県、関西広域連合 （厚生労働省）	指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、マイナポータル API（自己情報取得 API）を活用したオンライン申請について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31 社会福祉主事の任用資格要件の緩和			
	（社会福祉法） （管理番号 R6-131）	大府市 （厚生労働省）	【令和6年対応方針】 社会福祉主事任用資格要件（社会福祉法 19 条1項）については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【これまでの措置（検討）状況】 福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和7年3月14日から1ヶ月程度調査を実施した。また、令和7年度調査研究事業において、有識者による検討会を開催している。 【今後の予定】 引き続き、令和7年度調査研究事業において、福祉事務所へのヒアリング及び有識者による検討会などを実施した上で、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
32 導入促進基本計画の策定の廃止等			
	（中小企業等経営強化法） （管理番号 287）	長岡京市 （経済産業省）	導入促進基本計画（49 条 1 項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、計画に定める事項（同条 2 項）の記載例を示すとともに、他の計画等からの引用を可能とすることや、計画策定の手続の合理化等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（3 条）を改正し、令和 8 年中に地方公共団体に通知する。
33 空家等管理活用支援法人の指定要件の緩和			
	（空家等対策の推進に関する特別措置法） （管理番号 252）	東久留米市 （国土交通省）	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人（23 条）については、市町村（特別区を含む。）の空家等対策に係る体制を強化するため、当該支援法人に指定することが可能である法人に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加する。
34 離島活性化交付金等事業計画の廃止等			
	（離島振興法） （管理番号 132）	佐賀県 （こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）	離島活性化交付金等事業計画（7 条の 2）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和 7 年度中に通知する。 ・当該計画及び離島振興計画（4 条）を一体のものとして策定すること ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること
35 都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること			
	（都市計画法） （管理番号 30）	亀岡市 （国土交通省）	都市計画区域に定められる区域区分（7 条 1 項）の面積の算定については、市街化区域縁辺部などのうち土地需要の変化が著しい地区について、人口を算定根拠とすることを基本としつつ、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、区域区分の見直しを判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないことを改めて周知するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたまちづくりを進めることができるよう、地方公共団体で工夫されている柔軟な運用の具体的な事例等を示した手引きを作成し、地方公共団体に令和 8 年中に周知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
36 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること			
	（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） （管理番号 211）	津市 （国土交通省、環境省）	【国土交通省、環境省】 道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の請求（22条1項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）を含む地方公共団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）等の法令の定める事務等の遂行に必要な限度で交付請求する場合は、自動車登録番号のみでの請求が可能である旨を市町村に令和7年度中に通知する。 【環境省】 一般廃棄物については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が統括的な処理責任を有することを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法（昭22法224）10条の2第2項や住民基本台帳法（昭42法81）12条の2第1項等の規定に基づき、戸籍謄本や住民票の写し等の請求が可能であること等を関係府省庁の間で調整した上で、市町村に令和7年度中に通知する。 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における関係行政機関への照会等に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえて必要な検討を行う。
37 公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託			
	（公害健康被害の補償等に関する法律） （管理番号 89）	岡山県、中国地方知事会 （厚生労働省、環境省）	公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託（23条2項）の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。